

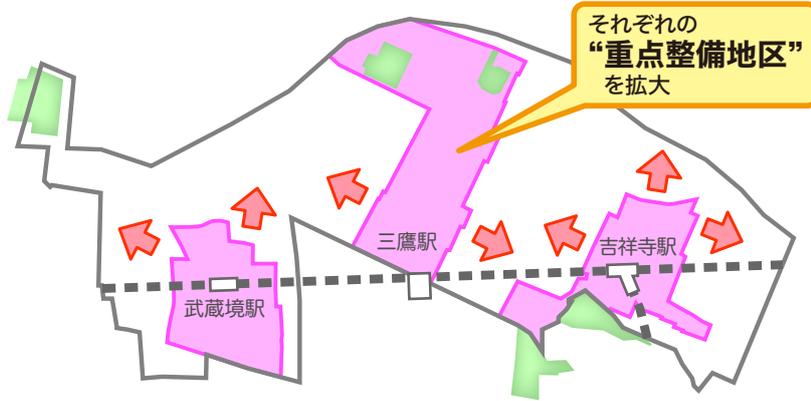
第1回改定委員会

重点整備地区、移動等円滑化促進地区の範囲設定

論点 ①

改正バリアフリーの枠組みを用いてバリアフリーの地区を設定する考えかたとして下記の3つのパターンが考えられる。

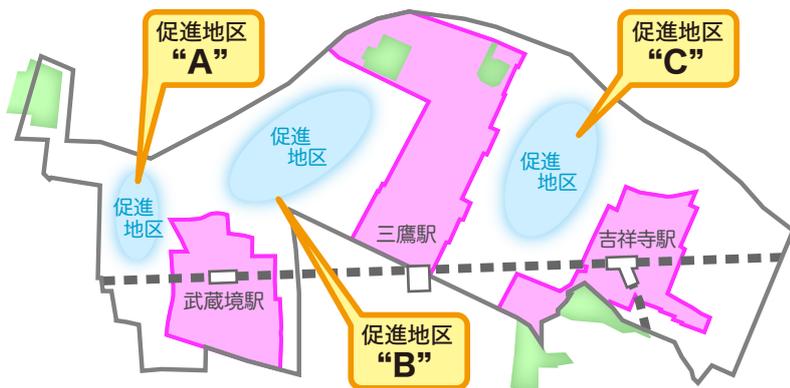
① 現行“重点整備地区”を踏襲し、範囲の一部を拡大する案



**メリット**  
地区内での“重点的”なスパイラルアップの実現

**デメリット**  
全市的なボトムアップにつながらない

② 現行“重点整備地区”を踏襲し、範囲の一部を拡大し、複数の特徴あるエリアを新たに“移動等円滑化促進地区”に追加



**メリット**  
追加地区内で生活関連施設に指定された事業者への働きかけが可能に

**デメリット**  
義務化の縛りがなく、実効性に乏しい  
未指定地域が中途半端に残る

③ 現行“重点整備地区”を踏襲し、範囲の一部を拡大し、市内全域を“移動等円滑化促進地区”に指定



**メリット**  
上記 + 全市の緩やかな網掛けにより、ボトムアップの仕組みづくりが期待できる都道等の生活関連経路が連続する

**デメリット**  
義務化の縛りがなく、実効性に乏しい

+

市独自の仕組みづくりにより、事業者の能動性を促すことができる

デメリット部分について“武蔵野市独自の方針”を付加したマスタープランを策定し補完する